

企業年金関係改正案（確定拠出年金関係）について

1. 確定拠出年金の充実

<拠出限度額の引上げ>〔年金改正法公布後 平成16年10月実施〕

- 公的年金制度の改革に合わせて、確定拠出年金の普及を図るために、公的年金の給付水準の見直し、長期的な運用利回りの低下傾向を踏まえ、拠出限度額の引上げを図る。

① 企業型	(現行)	(改正案)
イ 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円
② 個人型		
・ 企業年金がない場合	月額1.5万円	月額1.8万円

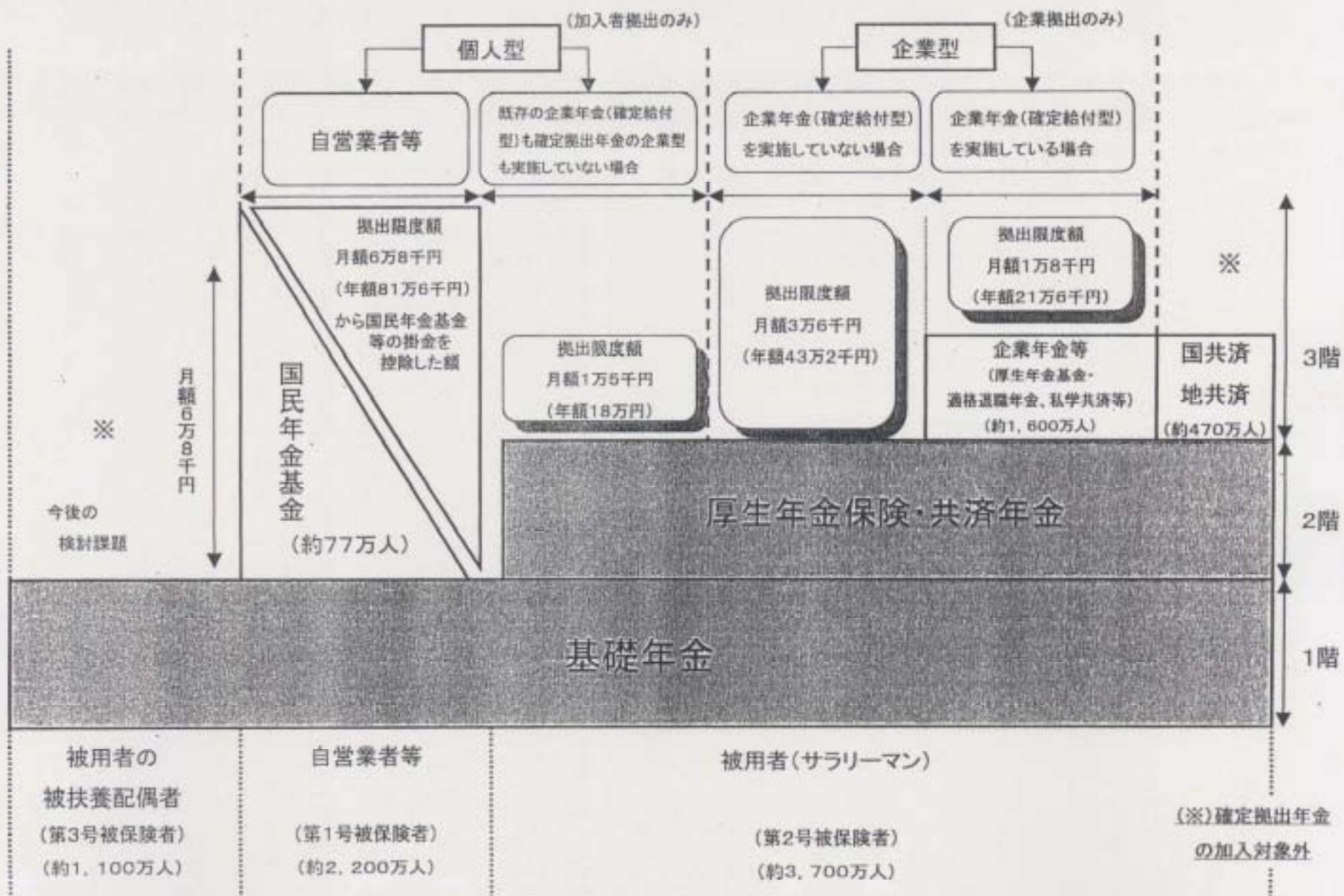
※ 併せて、他の企業年金からの制度移行に伴う過去加入期間の原資の確定拠出年金への移換限度枠も撤廃。

<中途脱退時の要件緩和>〔平成17年10月実施〕

- 確定拠出年金は、年金としての老後保障を目的とすることから、中途脱退を制限しているが、資産が少額の場合は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることから、中途脱退の要件の緩和を図る。
 - ・ 企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者については、資産が少額の場合（50万円以下）に脱退を認める。
 - ・ 資産が極めて少額（1.5万円以下）の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型で脱退を認める（現行は個人型へ移換）。

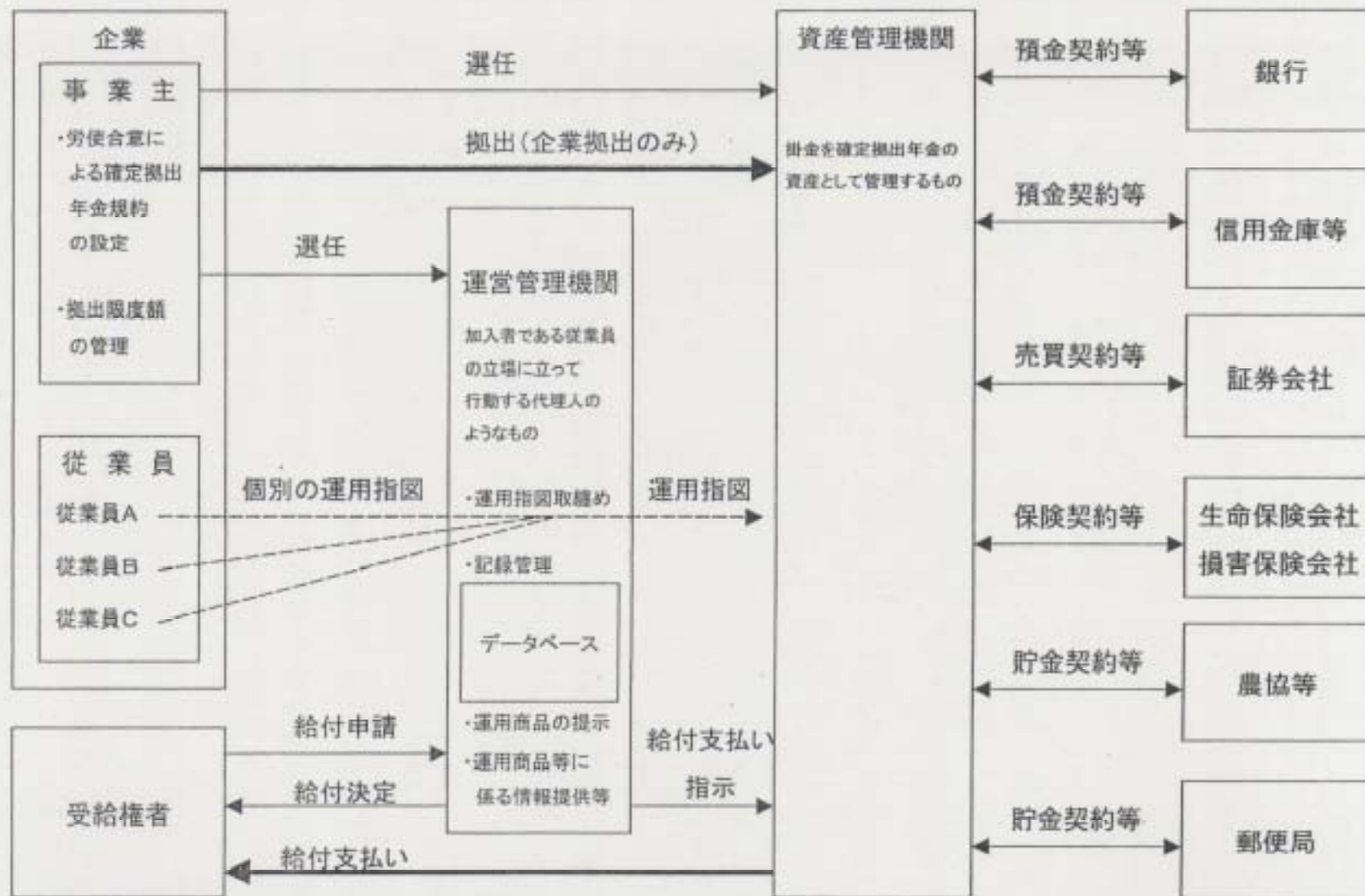
確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係

(平成15年3月末現在)



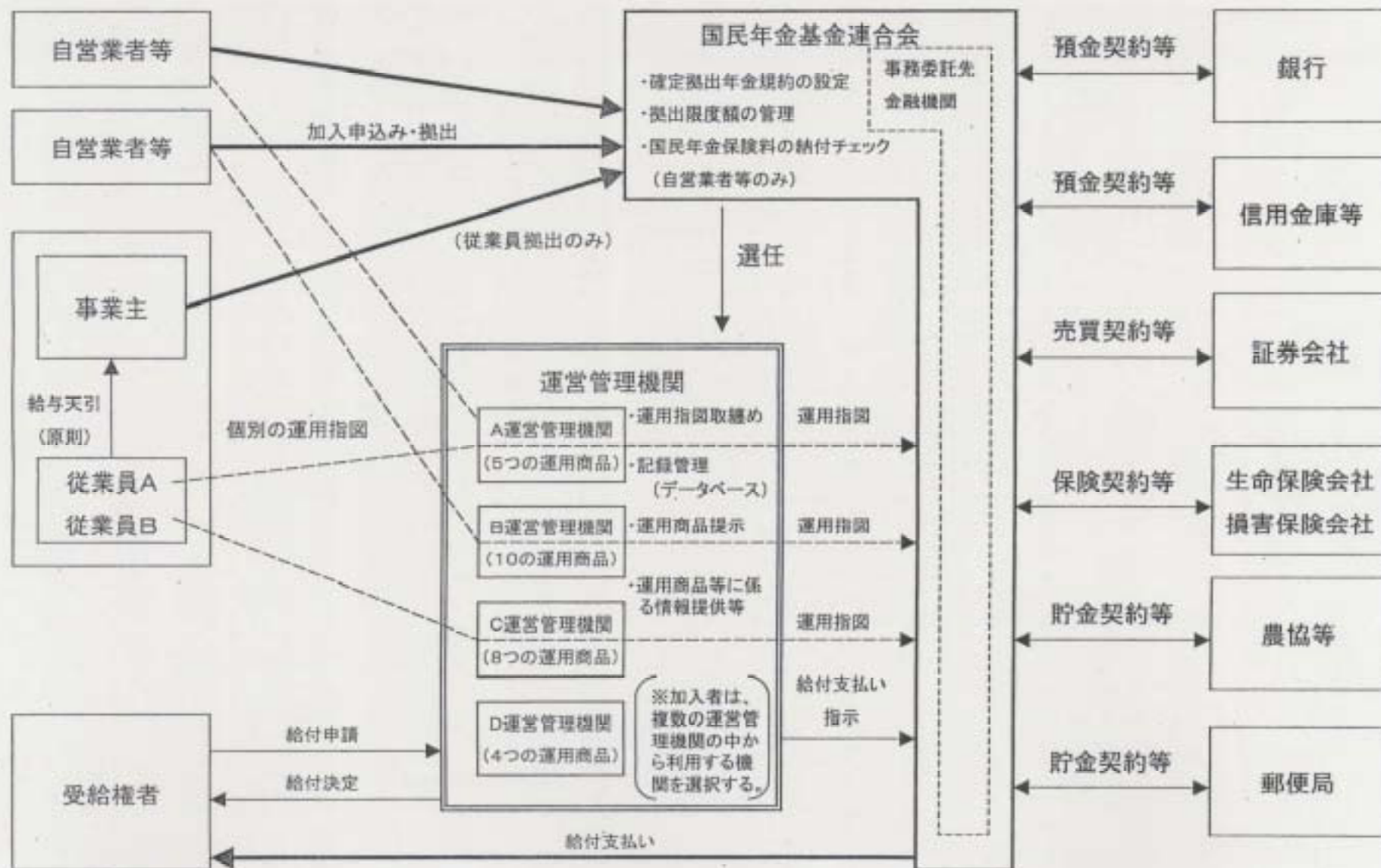
確定拠出年金制度のイメージ図(企業型年金)

年金資産を運用する金融機関



(注) 運営管理機関と資産管理機関、また、資産管理機関と年金資産を運用する金融機関を同一の機関が行うことは可能。また、企業が運営管理機関を兼ねることは可能。

確定拠出年金制度のイメージ図(個人型年金)



各企業年金制度等の比較

区分	確定給付型年金	確定給付企業年金	確定拠出年金	財形年金貯蓄
根拠法	法人税法第20条 法人税法施行令第16条	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	勤労者財産形成促進法
創設	昭和37年	平成14年	平成13年	昭和87年
制度の概要	法人税法施行令に定める資格要件に該当し、書類上長官の承認が得られた場合、企業が年金の資金を法人税法上を損金扱いできる制度 (平成14年度から10年間に廃止)	確定給付型の企業年金制度	加入者自身が拠出を運用し、その結果に応じた金額を受け取る制度。 企業が拠出を払う「企業型」と、個人が払う「個人型」がある。	勤労者が金融機関などと契約し、定期的に資金からの控除(天引)により、事業主を通じて積み立て、60歳以降に年金として支払いを受ける制度
加入対象者	従業員	確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の被保険者等	<企業型年金> 企業の従業員 <個人型年金> 自営業者等(第1号加入者)、企業年金のない従業員(第2号加入者)	65歳未満の勤労者
基本的な仕組み	〔給付額で制度〕 〔確定給付型〕	〔給付額で制度〕 〔確定給付型〕 制度の開始時に加入者の給付の種類、給付の要件(支給年齢等)、給付の額の算定方法等を規約で定める。 拠出の額は、定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法等規約で定めるところにより算定する。	〔拠出額で制度〕 〔確定拠出型〕 〔拠出限度額〕 <企業型> ・月額3万8千円以下(他の企業年金なし) ・月額1万8千円以下(他の企業年金あり) <個人型> ・月額【6万8千円-国民年金基金等の拠金額】以下(自営業者等) ・月額1万5千円以下(企業年金のない従業員)	〔拠出額で制度〕 〔確定拠出型〕 5年以上の期間にわたり、勤労者自身の課税後の給与所得からの拠出(天引)により、事業主を通じて積み立て、60歳以降に年金として給付。 5年間の滞り及課税を条件に、60歳以前でも解約による取り出しが可能。
給付内容	一時金又は分割(解約なし)、分割の場合、給付期間は有期(5年以上)でも、終身でもよい、10年間の確定給付が主流(個々の契約による)。	<老齢給付> 加入者等の老齢を事由に終身又は有期の年金給付を行う。 <脱退一時金> 加入期間が5年以上の者については、老齢給付が受けられない場合、脱退一時金を支給する。 <障害給付・遺族給付> 加入者等が高度障害又は死亡した場合には、それぞれ障害給付又は遺族給付を行うことができる。	老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金、一時金として受給できる。 拠出された資金の運用実績により給付額が算定される	満60歳以降に5年以上(預貯金等商品は20年以内、生命保険は終身も可)の期間にわたって、年金を毎年一定の時期に受け取る。
資金の負担者	事業主 (従業員に任意で負担させることもできる)	事業主が原則 加入者の拠出については、規約で定める場合に加入者の同意を前提として可能。	事業主(企業型) 加入者(個人型)	個人拠出 ただし、財形給付金・基金に基づき事業主が追加拠出することも可。
税金上の取扱い	事業主拠出 損金又は必要経費 従業員拠出 生命保険料控除 積立金 1.173%の特別法人税課税(注)	事業主拠出 損金又は必要経費 従業員拠出 分を除いた部分について1.173%の特別法人税課税(注)	事業主(企業型) 加入者(個人型) 積立金 1.173%の特別法人税課税(注)	個人拠出は住宅財形と合わせて元金55万円(生命保険等は払込合計額385万)まで非課税 財形給付金・基金による企業拠出は1.173%の特別法人税課税(注) 個人拠出は非課税(一般の貯蓄の引き出しと同様) ※財形給付金・基金による企業拠出は一時所得として課税
給付	・年金の場合 →全額が雑所得として課税対象(公的年金等控除の適用あり) ・一時金の場合 →退職所得課税	・年金の場合 →全額が雑所得として課税対象(公的年金等控除を適用あり) ・一時金の場合 →退職所得課税	・老齢年金 給付年金の場合 →全額が雑所得として課税対象(公的年金等控除の適用あり) ・選択一時金(年金に代えて支給する一時金)の場合 →退職所得課税	
加入状況	契約件数 6万6,741件 加入者数 859万人 (平成15年3月末現在)	実施件数 ・規約型承認数 42件 ・基金型承認数 2件 加入者数 約11万人 (平成15年3月末現在)	規約承認数・加入者数 ○企業型 ・企業型年金承認契約数 707件 ・企業型年金加入者数 約55万9千人 ○個人型 ・第1号加入者 2,738人 ・第2号加入者 4,005人 (平成15年1月末現在)	契約件数 268万8千件 貯蓄残高 約4500億円 (平成15年3月末現在)

(注) 特別法人税は、平成7年3月末まで課税。